

傍聴要領

久喜市在宅医療・介護連携推進会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員（10人）になり次第、終了とします。
- (2) 傍聴者は、事務局の指示に従って会議場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴するにあたり守っていただく事項に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは、退席していただく場合があります。

3 会議を傍聴することができない方

- (1) 旗、プラカード、ビラ、拡声器その他会場内に持ち込むことが適当でない物を所持している方
- (2) 酒気を帯びている方
- (3) 前各号に定める方のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる方

4 会議を傍聴するにあたり守っていただく事項

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- (2) 会議場において発言しないでください。
- (3) 飲食又は喫煙をしないでください。
- (4) みだりに席を離れないでください。
- (5) ゼッケン、たすき等を着用する等、示威的行為をしないでください。
- (6) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないでください。
- (7) 会議場において撮影、録音、その他これらに類する行為をしないでください。ただし、座長が特別の理由により承認した行為については、この限りではありません。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないでください。